

教 生 学 第 3 7 3 号
令和 4 年（2022年） 6 月 30 日

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（各市町村立小学校長及び義務教育学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

通学路における交通安全の確保の徹底について（通知）

令和 4 年（2022年） 4 月 20 日付け事務連絡により「通学路における合同点検」に関する令和 3 年度末の実施状況を報告していただいたところですが、この度、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり、通学路の交通安全の確保に向けた取組状況を取りまとめた旨、事務連絡があったので通知します。

本道（札幌市を除く）における令和 3 年度末現在の状況は、学校・教育委員会による対策必要箇所 1,528 箇所のうち、対策済みは 1,470 箇所、未対策は 58 箇所であり、令和 3 年度末現在の未対策 58 箇所のうち、令和 4 年 5 月末までに対策済みは 24 箇所、交通安全教育など一部対策済みは 34 箇所となっています。

つきましては、本年度以降に実施する予定の対策について、可能な箇所から速やかに実施していただくようお願いいたします。

なお、令和 4 年（2022年） 6 月 22 日付け教生学第 329 号「通学路交通安全プログラムに係る『通学路における合同点検』結果公表状況について」により通知しているとおり、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いいたします。

また、各学校におかれましては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもとより、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いいたします。

（学校安全係）



事務連絡
令和4年6月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

通学路における交通安全の確保の徹底について

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、昨年6月、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生するなど、登下校中の児童生徒等が被害に遭う交通事故が依然として発生している状況です。

千葉県八街市の事故を受け、「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和3年7月9日付け3教参学第8号）に基づき、関係機関の連携による通学路の合同点検やその対策を講じていただき、令和4年4月4日付け「『通学路における合同点検』に関する令和3年度末の実施状況の報告について（依頼）」に基づき対策の実施状況について報告していただいたところですが、この度、通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回の取りまとめの結果、全体で76,404箇所対策必要箇所のうち、45,057箇所について対策が講じられました。なお、教育委員会・学校の対策必要箇所については、39,943箇所のうち、35,558箇所について対策が講じられました。令和4年度以降に実施する予定の対策については、令和5年度末までに概ね完了できるよう引き続き可能な箇所から速やかに実施していただくようお願いします。

また、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いします。

各都道府県私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課及び附属学校を置く国公立大学法人担当課におかれては、教育委員会と連携しつつ、管下の学校及び所轄の学校に対し、推進体制に積極的に参画し通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いします。

各学校におかれては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し、それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111(内線：2695)
E-mail：anzen@mext.go.jp

令和4年6月28日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和4年3月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況(令和4年3月末時点) ※1

		箇所数	うち対策済
対策必要箇所(全体数) ※2,3		76,404	45,057
※4	教育委員会・学校による対策箇所	39,943	35,558
	道路管理者による対策箇所	39,681	16,815
	警察による対策箇所	16,996	11,345

※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。

※2 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)と一致しない。

※3 対策必要箇所(全体数)、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数(1,707箇所、うち対策済811箇所)を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

（令和4年3月末時点）

都道府県名 ※1	対策必要箇所 (全体数)※2,3		対策必要箇所数 実施機関別 ※4					
	対策済	対策済	教育委員会・学校		道路管理者		警察	
			対策済	対策済	対策済	対策済	対策済	対策済
北海道	1,845	1,450	1,609	1,547	496	220	299	216
青森県	691	369	479	408	270	63	129	58
岩手県	908	567	516	516	391	137	171	105
宮城県	1,600	1,108	1,289	1,246	539	194	357	219
秋田県	347	168	239	212	155	50	96	27
山形県	704	523	486	486	402	230	204	194
福島県	1,289	625	696	557	803	308	380	260
茨城県	1,860	1,009	671	546	812	413	523	221
栃木県	1,321	839	510	472	599	210	195	188
群馬県	1,039	729	421	417	603	438	418	274
埼玉県	4,581	2,094	2,302	2,146	3,051	934	855	401
千葉県	4,044	2,725	2,076	2,009	2,848	1,638	644	572
東京都	4,497	3,168	1,937	1,675	1,978	1,366	1,092	794
神奈川県	5,141	3,324	2,575	2,325	1,618	900	1,515	595
新潟県	2,129	1,338	1,548	1,325	787	218	272	191
富山県	899	228	258	123	589	143	138	108
石川県	808	584	381	368	449	239	229	224
福井県	416	261	130	121	240	114	96	80
山梨県	1,254	527	556	369	767	241	238	184
長野県	2,340	904	1,318	645	1,473	406	266	233
岐阜県	1,537	871	611	574	1,068	455	158	111
静岡県	1,101	839	608	568	565	399	257	205
愛知県	4,054	2,817	1,453	1,298	1,853	952	1,190	938
三重県	1,537	881	961	914	720	201	448	331
滋賀県	773	420	429	347	448	161	56	49
京都府	1,287	694	641	581	755	284	405	349
大阪府	3,891	2,348	1,712	1,451	1,822	967	1,337	745
兵庫県	2,867	1,543	1,849	1,603	1,645	688	549	350
奈良県	1,334	632	671	573	845	284	308	207
和歌山県	787	453	573	544	397	152	145	66
鳥取県	456	213	101	79	287	80	114	97
島根県	1,156	436	383	321	744	180	168	44
岡山県	1,423	939	829	804	654	361	398	272
広島県	1,535	800	667	576	887	304	266	189
山口県	975	564	972	957	583	224	258	203
徳島県	701	592	438	431	304	221	215	213
香川県	1,475	861	971	887	646	220	355	216
愛媛県	911	540	373	367	431	199	304	151
高知県	554	263	207	177	383	138	115	83
福岡県	2,365	1,765	1,024	928	1,373	474	470	385
佐賀県	814	250	173	164	686	138	64	41
長崎県	868	397	522	510	567	130	106	91
熊本県	1,742	1,106	1,142	1,032	679	251	467	306
大分県	923	562	772	772	538	232	142	127
宮崎県	1,016	375	346	324	565	183	195	174
鹿児島県	1,397	788	815	773	857	317	158	150
沖縄県	1,212	568	703	490	509	158	231	108
合計	76,404	45,057	39,943	35,558	39,681	16,815	16,996	11,345

※1 都道府県には、指定都市を含む。

※2 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策必要箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,707箇所、うち対策済811箇所）を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。